

秘密保持の保証が仲間の違反の報告に対する 児童・生徒の認識に与える影響の検討

The Effect of Assured Confidentiality on Children's Recognition of Reporting a Peer's Transgression

楯 誠
Makoto Tate

Abstract

The purpose of this study was to investigate whether children could recognize that assured confidentiality by the teacher would promote honest reporting about a peer's transgression.

308 children, including elementary school pupils (fourth, fifth and sixth graders) and junior high school students (second graders) participated in this study. They were presented with two kinds of hypothetical stories. In one story, the protagonist was asked by the teacher to report who committed the transgression in the school and he or she was assured confidentiality by the teacher. In the other story, the protagonist was not assured of anything. Children were asked to predict whether the protagonist would report a peer's transgression or not. Furthermore, they were asked whether they would report the peer's transgression if they were the protagonist.

Results showed that the assurance affected some children's prediction of honest reporting by the protagonist. They thought that assured confidentiality by the teacher facilitated the honesty of the protagonist. However, they recognized that this teacher's approach wouldn't influence the choice of their own honest reporting. The findings are interpreted with reference to children's evaluation concerning the seriousness of a peer's transgression.

Key word: children, honesty, assured confidentiality

問題と目的

一般的に、正直であることは美德とされ、真実を告げることは良いこと、正しいこととされる。しかし、実際の人間関係においては、真実を告げることが他者の心証を害したり、他者との関係の悪化を引き起こしたりする状況もある。日常生活の中で様々な要因を考慮し、時に葛藤を抱えながら、人は真実を報告するか否かを決断することになる。このような状況は、子どもが成長・発達をしていく中で経験する機会が増えていくことが考えられる。子どもが経験するであろう、真実を報告することに葛藤を抱える状況の1つに、仲

間の違反の報告に関するものが挙げられる。仲間の違反を報告することは、学校場面においてはしばしば教師から求められるものであり (Harari & McDavid, 1969)、時に「裏切り」と仲間からは否定的に見なされる行為である (Ekman, 1989)。このような真実の報告を、子どもはどのようにとらえているのだろうか。またどのような要因が、この認識に影響を与えるのだろうか。本研究は、仲間の違反を教師に報告することに対する、子どもの認識を検討する。

仲間の違反の報告に対する認識として、しばしば取り上げられるものに、仲間の違反を親や教師などの大人に報告すること (あるいは報告しないこと) に対す

る善悪判断がある。初期の研究としては、Piaget (1932) のものが挙げられる。これは児童の道徳性発達研究の一環として、きょうだいの違反・悪事を父親に「告げ口」することの善悪、是非を問うものであった。6, 7歳の子どもは、総じてきょうだいの違反を報告することを良いことと見なしていた。それが児童期の半ば(概ね8歳)以降では、報告することに対して否定的な判断をすることが明らかになっている。近年の研究としては、Chiu Loke, Heyman, Forgie, McCarthy & Lee (2011) がある。この研究は、仲間の違反の内容(重大さ)がその報告の善悪判断に与える影響を検討したものであった。盗みなどの大きな違反(major transgression)と食事の野菜を残すなどの小さな違反(minor transgression)、これら2条件が設定されたストーリー課題による仮想場面実験が、6歳から11歳の児童を対象に行われた。その結果、年少の児童は大きな違反と小さな違反の双方とも、大人に報告することは良いことであり、報告すべきであると見なしていた。一方、年長の児童は大きな違反を報告することは良いが、小さい違反に対してはそのような判断を示さなかった。また Chiu Loke, Heyman, Itakura & Toriyama (2014) は、アメリカと日本の児童及び成人を対象に Chiu Loke et al. (2011) の追試と、文化による認識の差異を比較した。Chiu Loke et al. (2011) とほぼ同様の結果が得られるとともに、日本人はアメリカ人に比べて小さな違反の報告も、より良く適切なものと認識していることを明らかにしている。

善悪判断と並んで、仲間の違反の報告に対する認識として取り上げられるものに、違反の報告の予測および選択・決定に関するものがある。これはストーリー課題を用いた仮想場面実験において、「主人公はどうか?嘘をつくか、本当のことを言うか?」、あるいは「あなたならばどうするか?」といったことを尋ね、回答を求めるものである。前者を扱った研究は、主に仲間ではなく大人の違反・悪事の報告を研究対象としたものが中心であった。例えば、Wagland & Bussey (2005) は、大人の友人の違反・悪事を父親に尋ねられるストーリー課題を設定し、主人公の報告の内容を予測させている。検討される要因として、正直に報告することで生じるネガティブな結果(父親に罰せられる)の予期と、真実の報告の激励(真実を報告することは良いことである、真実を報告してくれると嬉しい、と父親に告げられる)が、設定された。5歳から10歳の幼児・児童を対象に、これらの要因が

主人公の報告に対する子どもの予測に与える影響が検討された。結果として、これらの要因は主人公の報告に影響を与えると子どもは認識しており、ネガティブな結果が予期されない状況で主人公はより真実を報告するととらえていた。真実の激励は、ネガティブな結果が予期される状況下で真実の報告を促す、と子どもは見なしていることも併せて明らかになっている。また、Lyon, Ahen, Malloy & Quas (2010) は、虐待児に関する研究の一環として、子どもの不適切な養育経験(maltreatment)の有無とストーリー課題における状況要因(違反をした大人の属性や報告をする対象の属性、違反の大きさ)が、違反の報告に対する子どもの予測に与える影響を検討した。4歳から9歳を対象とした研究の結果として、不適切な養育経験とともに状況要因が違反の報告に対する子どもの予測に差異をもたらすこと(例えば、親よりも見知らぬ大人の違反をより報告すると予測するなど)が報告されている。

一方で、自分が主人公ならば報告するか否かを子どもに尋ねたものに、Watson & Valtin (1997) がある。この研究では、主人公が友人に秘密を告げられ、そのことを友人がいる前で母親に伝えてしまうストーリー課題が用いられた。この主人公の振る舞いに対して、「あなたならばどうするか?」という質問が5歳から12歳の幼児・児童に対してなされた。分析の結果、秘密の内容によって回答に差異がみられることが示された。「母親の財布からお金を盗んだ」「空いているガレージで火遊びをした」、といった違反や危険に伴う秘密に関しては、年長の児童になるほど母親に告げないと回答する者の比率が高くなった。一方、「母親の誕生日プレゼントに絵を描いた」「学校でお漏らしをした」という秘密に関しては、このような学年差は認められなかったことが報告されている。また、先に述べた Chiu Loke et al. (2011,2014) の一連の研究においても、違反の報告の選択・決定は個人的傾向(personal tendency)という名称で検討されている。その結果も、ほぼ善悪判断に準ずるものであった。Chiu Loke et al. (2011) では、年少の児童は違反の内容(重大さ)に関わらず報告すると選択・決定をしていたが、年長の児童においては大きい違反は報告するが、小さい違反は報告しないと回答するようになることが示された。Chiu Loke et al. (2014) の結果からは、善悪判断と同様に文化差が認められた。日本人はアメリカ人と比べて、小さな違反についても報告すると回答していることが明らかになっている。以上のように、仲間の違反の報告に対する子どもの認識は、発達的な

要因とともに、設定されるストーリー課題の内容、状況要因の影響を受けるといえるだろう。

さて、仲間の違反の報告に関する認識研究に近接する研究領域として、他者（親や大人の実験補助者）の違反に関する実際の子どもの報告行動を扱ったものが存在する。これは、主として子どもの目撃証言や、法廷証言に関する研究の一部として発展してきたものである。特に近年では、正直な報告を促す手続き・働きかけに関する研究が盛んに行われている。例えば、Talwar, Lee, Bala & Lindsay (2004) は、親の協力のもと以下のような実験状況を設定し、3歳から11歳の子どもの実際の報告行動の内容を検討した。実験室の中で親が（実験者の指示に従って）人形を壊し、そのことを他人に言わないように子どもに口止めがなされた。その後、実験者が子どもに対して、誰が人形を壊したかに関して2回インタビューを行った。このインタビューの間に、嘘と真実の理解に関する質問と真実を報告する約束をさせる群と、このような手続きを伴わない群に分け、これら手続きによる報告内容の変化を検討した。その結果、嘘と真実に関する理解質問と真実の報告の約束をさせた群の方が、これらの手続きをしなかった群に比べて、2回目のインタビューで親の違反を報告するようになることが示されている。

また Lyon & Dorado (2008) は、虐待経験のある6歳から7歳の子どもの対象に、Talwar et al. (2004) と類似した研究を行っている。この研究では子どもと実験補助者が実験者の許可を得ないままある玩具で遊び、そのことを実験補助者から口止めされる（「遊んだことがばれたら怒られるよ」と告げられる）状況が設定された。その後実験者が行う真実の誘導手続き（truth induction）が、真実の報告を促すかが検討された。真実を告げる約束を子どもにさせる宣誓手続き（oath）群と、真実を告げてもネガティブなことが起こらないことを伝え、安心させる安堵手続き（reassurance）群、何もしない統制群が設定された。そして、それぞれの群の子どもに対し、子ども自身および実験補助者の行動について質問がなされた。結果として、子どもは自分よりも実験補助者の違反（玩具で遊んだこと）をより報告することが示された。また、統制群に比べて宣誓手続き群と安堵手続き群において、自他の違反の報告が多くなることが明らかにされている。加えて Talwar, Yachison & Leduc (2015) は、上記の2つの研究と同じような実験場面を設定し、「狼と羊飼い」や「ワシントンと桜の木」のような道徳的寓話が、子どもの他者の違反の報告に与える影響

を明らかにしている。正直さによるポジティブな結果を強調するストーリーを聞かされた子どもは、嘘をつくことのネガティブな結果を強調するストーリーや、直接嘘や真実に直接関わらないストーリーを聞かされた子どもよりも、いくつかの質問に対してより真実（実験補助者が人形を壊したことに関わる情報）を告げることを明らかにしている。

このような真実の報告を促す大人からの働きかけが、子どもの実際の報告行動に与える効果については、子ども自身の違反の報告に関しても多くの研究がなされている（e.g. Evans & Lee, 2010；Lee, Talwar, McCarthy, Ross, Evans & Arruda, 2014；Talwar, Lee, Bala & Lindsay, 2002）。一方で、このような働きかけが子どもの認識に与える影響については、十分な検討がなされているとは言い難いのが現状である（唯一の例外は、Wagland & Bussey (2005) であり、真実の激励が真実を促す働きかけに該当する）。本研究はこの点に着目する。

本研究の目的として、大人からの真実の報告を促す働きかけが、仲間の違反の報告に対する子どもの認識に与える影響を明らかにすることを挙げる。特に本研究では、真実を促す働きかけとして、秘密保持の保証を取り上げたい。秘密保持の保証は、仲間の違反の報告者が誰であるかを、他の者には告げない旨を明示すること、と本研究では定義する。「あなたが教えてくれたことは、他の子には絶対に言いませんよ」といった言葉かけは、子どもの学校生活において、しばしば教師によって用いられるものであると考えられる。「誰が」仲間の違反を報告したかを周囲に知られることは、子どもがその報告をするにあたって大きな懸念事項になりうる。そして、秘密保持の保証はその懸念を払拭し、真実の報告を促すことが推測される。推測の根拠として、例えば生徒指導・進路指導研究センター (2015) は、いじめの把握において記名式のアンケートでは子どもは正直に答えない可能性があり、匿名性の保証された無記名式のアンケートが理想的であるとしている。また、無記名式のアンケートから児童・生徒全員への個別面談をすることで、誰が報告したか分からなくなり、児童・生徒は安心して情報提供ができるようになるとも指摘している。秘密保持の保証は、Lyon & Dorado (2008) の安堵手続きに類似するものと位置付けることが可能であろう。この秘密保持の保証の有無が、仲間の違反の教師への報告に対する子どもの認識に与える影響の検討を、本研究では行う。

また、本研究では検討する子どもの認識として、ス

トリー課題の主人公の報告の予測と、調査対象者が主人公であったらどうするかという報告の選択・決定の両方を取り上げる。違反の予測と選択・決定は先行研究ではどちらか一方が取り上げられ、直接的な比較・検討はなされていない。主人公の報告行動の予測と、自分自身の報告行動の選択・決定には差が生じる可能性が考えられる。これらに加え、Chiu Loke et al. (2011) を参考に、仲間の違反そのものに対する善悪判断、違反の報告に対する善悪判断、違反の報告をしないこと（未報告）に対する善悪判断の計3種類の善悪判断を検討対象とする。教師による秘密保持の保証を、児童・生徒は真実の報告を促すものとしてとらえているか。また、この保証の有無は報告や未報告の善悪判断に影響を与えるのか、を本研究では検討する。

方法

調査対象 公立小学校に通う4年生74名（男子37名、女子37名、平均年齢9.92歳、標準偏差0.28）、5年生75名（男子38名、女子37名、平均年齢10.88歳、標準偏差0.33）、6年生79名（男子43名、女子36名、平均年齢11.87歳、標準偏差0.34）、および公立中学校に通う2年生80名（男子47名、女子33名、平均年齢13.84歳、標準偏差0.43）の計308名が調査に参加した。

課題内容 クラスメイト（仲間）の違反を目撃した主人公が、その後「誰が違反をしたのか」を教師から尋ねられるストーリー課題が用いられた（Table1）。秘密保持の保証の有無による認識の差を検討するために、ストーリーの最後に教師が秘密を保証する一文（「あなたが教えてくれたことは、ほかの子には絶対に言い

ませんよ」）がある保証あり条件と、一文がない保証なし条件の2つのストーリー課題が作成された。ストーリー課題は、仲間の違反場面、目撃場面、教師からの質問場面の3場面から構成され、調査用紙上でストーリー文とともに対応する絵画図版が提示される形式が取られた。仲間の違反事例として、「図書室の本を破る」「廊下に貼ってあるポスターを破る」の2事例が用いられた。違反事例の内容が与える影響を考慮し、保証あり条件に「本を破る」、保証なし条件に「ポスターを破る」というストーリー課題のペア、および逆の組み合わせのペアが設定された。調査対象となる児童・生徒に対して、このストーリー課題のペアのいずれか一方が提示された。

質問内容 仲間の違反の報告に対する児童・生徒の認識を明らかにするために、以下の5つの質問が設定された。

(1) 仲間の違反に対する善悪判断質問（以下、違反—善悪判断質問）

「××くん（さん）のしたことは、どのくらい良いこと、または悪いことだと思いますか？」という質問で、仲間の行った違反に対する善悪判断が尋ねられた。「とても悪い」から「とても良い」の7件法であった。

(2) 仲間の違反の報告の予測質問（以下、報告予測質問）

ストーリー課題の主人公が仲間の違反を報告すると思うか否か、を回答させる質問が設定された。質問内容は、「○○くん（さん）は、先生に「××くん（さん）のこと」を言うと思いますか。それとも言わないと思いますか？」であった。「言

Table1 ストーリー課題の内容

保証あり条件
(1) ある日Aくん（さん）は、図書室の本を破いてしまいました。
(2) Aくん（さん）が本を破いたのを、同じクラスのBくん（さん）さんが見つけました。
(3) 帰りの会の後、先生は「だれが、図書室の本を破いたか知っていますか？」とBくん（さん）に聞きました。
そして、「あなたが教えてくれたことは、ほかの子には絶対に言いませんよ」と言いました。
保証なし条件
(1) ある日Cくん（さん）は、廊下にはってあるポスターを破いてしまいました。
(2) Cくん（さん）がポスターを破いたのを、同じクラスのDくん（さん）が見つけました。
(3) 帰りの会の後、先生は「だれが、廊下に貼ってあるポスターを破いたか知っていますか？」とDくん（さん）に聞きました。

* 上記のストーリー課題では、それぞれBくん（さん）、Dくん（Dさん）が主人公に該当した。

** 上記のように、秘密保持の保証あり条件に「本を破る」事例、保証なし条件に「ポスターを破る」事例を対応させたストーリー課題のペアと、逆の組み合わせのペアの2つが設定された。違反事例の提示順は「本を破る」から「ポスターを破る」の順で固定された。

うと思う」「言わないと思う」の、いずれかの選択肢からの回答が求められた。

(3) 仲間の違反の報告の選択・決定質問 (以下、報告選択質問)

調査対象の児童・生徒がストーリー課題の主人公であったら、仲間の違反を報告するか否かの回答が求められた。「もしあなたが〇〇くん (さん) だったら、先生に「××くん (さん) のこと」を言いますか。それとも言いませんか?」という質問が用いられた。報告予測質問と同様に、「言うと思う」「言わないと思う」の2つの選択肢からの回答が求められた。

(4) 仲間の違反の報告に対する善悪判断質問 (以下、報告-善悪判断質問)

「もし〇〇くん (さん) が先生に「××くん (さん) のこと」を言ったら、それはどのくらい良いこと、または悪いことだと思いますか?」という質問で、主人公が仲間の違反を教師に報告することに対する善悪判断が尋ねられた。「とても悪い」から「とても良い」の7件法が用いられた。

(5) 仲間の違反の未報告に対する善悪判断質問 (以下、未報告-善悪判断質問)

仲間の違反を教師に報告しないこと、に対する善悪判断が尋ねられた。「もし〇〇くん (さん) が先生に「××くん (さん) のこと」を言わなかったら、それはどのくらい良いこと、または悪いことだと思いますか?」という質問で、「とても悪い」から「とても良い」の7件法で回答が求められた。

違反-善悪判断質問は、ストーリー課題における仲間の違反場面と目撃場面の間に挿入された。残りの質問は、教師からの質問場面の後に提示された。報告予測質問、報告選択質問の順に提示され、その後の報告-善悪判断質問と未報告-善悪判断質問の提示順は前者が先に提示されるものと、後者が先に提示されるもの

の2パターンが設定された。

調査用紙 B4サイズ横置きで、3枚1セット (フェイスシート+2つのストーリー課題) のものが作成された。フェイスシートには、データの秘密保持や匿名性の保証と回答参加は任意である旨が明記されるとともに、学年、クラス及び年齢の記入欄が設けられた。

調査対象の性別と対応させるため、主人公と違反をした仲間が男子のもの女子のものが、それぞれ設定された。結果として、ストーリー課題のペア (2) × 質問順 (2) × 性別 (2) の条件の組み合わせにより、計8パターンの調査用紙が用いられた。

調査手続き 調査対象となる児童・生徒に対し、調査用紙に記述された2つのストーリー課題を黙読させたのち、それぞれに対する5つの質問に回答することを求めた。調査は教室単位で一斉に実施され、教師によって調査用紙の説明、配布および回収が行われた。

結果

本研究では有意水準を5%および1%とし、統計的検定を行った。

違反の報告の予測 ここでは、報告予測質問の回答の比率の学年差、性差を明らかにするとともに、秘密保持の条件間による回答の比率の差を検討した。

(1) 秘密保持の条件ごとの学年差・性差の検討 秘密保持の条件 (保証あり条件、保証なし条件) と学年別、および性別にみた報告予測質問の回答者数の内訳をTable2に示した。保証あり条件で主人公が仲間の違反を報告する (「言うと思う」) と回答した者は、小学4年において56名 (75.7%)、小学5年では50名 (66.7%) であった。また、小学6年では63名 (79.7%) に対し、中学2年では49名 (61.2%) が主人公は教師に報告すると回答していた。学年による回

Table2 学年、性別および秘密保持の条件ごとにみた報告予測質問の回答 (人数)

	保証あり条件		保証なし条件	
	「言う」	「言わない」	「言う」	「言わない」
小学4年 (N=74)	56	18	56	18
小学5年 (N=75)	50	25	48	27
小学6年 (N=79)	63	16	46	33
中学2年 (N=80)	49	31	44	36
男子 (N=165)	114	51	106	59
女子 (N=143)	104	39	88	55
全体 (N=308)	218	90	194	114

答の比率の差を χ^2 検定で検討したところ、有意差が認められた($\chi^2(3)=8.06, p<.05$)。残差分析を行ったところ、小学6年においては、主人公が仲間の違反を報告すると回答する者の比率が高かった。逆に中学2年では、報告すると回答する者の比率が低いことが示された。

一方保証なし条件において、主人公が仲間の違反を報告することを回答した者は、小学4年56名(75.7%)、小学5年48名(64.0%)、小学6年46名(58.2%)、中学2年44名(55.0%)であった。学年差をみ

るために χ^2 検定を行ったところ、有意差が認められた($\chi^2(3)=8.10, p<.05$)。小学4年において、主人公は仲間の違反を報告すると回答する者の比率が有意に高いことが、残差分析の結果から明らかになった。

性別による回答の比率の差を検討したところ、保証あり、なしのいずれの条件においても有意差は確認されなかった。

(2) 秘密保持の条件間の比較 学年別、性別にみた秘密保持の条件間(保証あり条件、保証なし条件)における報告予測質問の回答のクロス集計表を、Table3

Table3 学年別、性別にみた秘密保持の条件間における報告予測質問の回答のクロス集計(人数)

小学4年		保証なし条件		
		「言う」	「言わない」	計
保証あり条件	「言う」	47	9	56
	「言わない」	9	9	18
計		56	18	74
小学5年		保証なし条件		
		「言う」	「言わない」	計
保証あり条件	「言う」	39	11	50
	「言わない」	9	16	25
計		48	27	75
小学6年		保証なし条件		
		「言う」	「言わない」	計
保証あり条件	「言う」	40	23	63
	「言わない」	6	10	16
計		46	33	79
中学2年		保証なし条件		
		「言う」	「言わない」	計
保証あり条件	「言う」	37	12	49
	「言わない」	7	24	31
計		44	36	80
男子		保証なし条件		
		「言う」	「言わない」	計
保証あり条件	「言う」	93	21	114
	「言わない」	13	38	51
計		106	59	165
女子		保証なし条件		
		「言う」	「言わない」	計
保証あり条件	「言う」	70	34	104
	「言わない」	18	21	39
計		88	55	143
全体		保証なし条件		
		「言う」	「言わない」	計
保証あり条件	「言う」	163	55	218
	「言わない」	31	59	90
計		194	114	308

に示した。秘密保持の条件間における報告予測質問の回答の比率の差を検討するために、調査対象全体を対象に McNemar 検定を実施したところ、有意差が確認された ($p=.013$, 両側検定)。全体的な特徴として、保証なし条件に比べて保証あり条件において、主人公が仲間の違反を報告すると回答する者の比率が高いことが示された。また学年および性別ごとに、秘密保持の条件間の回答の比率の比較をするために、McNemar 検定を行った。結果として、学年では小学6年のみ条件間の比率の差は有意であった ($p=.002$, 両側検定)。性別では女子において条件間の比率に有意差が認められた ($p=.036$, 両側検定)。小学6年および女子では、保証なし条件に比べて保証あり条件において、主人公は仲間の違反を報告すると回答する者の比率が高いことが示された。

違反の報告の選択・決定 報告予測質問と同様に、報告選択質問の回答の学年差、性差および秘密保持の条件間における回答の比率の差を検討した。

(1) 秘密保持の条件ごとの学年差・性差の検討 報告予測質問と同様に、秘密保持の条件(保証あり条件と保証なし条件)と学年別、および性別にみた報告選択質問の回答者数の内訳を Table4 に示した。保証あり条件において、自分が主人公ならば仲間の違反を報告する(「言うと思う」と回答した者は、小学4年52名(70.3%)、小学5年41名(54.7%)、小学6年56名(70.9%)、中学2年38名(47.5%)であった。 χ^2 検定を行った結果、有意差が認められた ($\chi^2(3) = 13.27, p < .01$)。残差分析の結果、自分が主人公ならば報告する、と回答した者の比率が小学6年は有意に高く、中学2年は有意に低いことが示された。

一方、保証なし条件において報告すると回答した者は、小学4年56名(75.7%)、小学5年41名(54.7%)であった。また、小学6年においては50名(63.3%)、中学2年は36名(45.0%)であった。学年

による比率の差を検討するために χ^2 検定を行ったところ、有意差が確認された ($\chi^2(3) = 16.20, p < .01$)。残差分析の結果、小学4年において報告をすると回答した者の比率が有意に高く、中学2年では有意に低いことが明らかになった。

性別による回答の比率の差に関しては、報告予測質問と同様に有意差は認められなかった。

(2) 秘密保持の条件間の比較 学年別、性別にみた秘密保持の条件間(保証あり条件と保証なし条件)における報告選択質問の回答のクロス集計表を、Table5 に示した。これも報告予測質問と同様に、ストーリー課題の条件間で回答の比率に差が生じるかを検討した。McNemar 検定の実施の結果、調査対象全体、学年および性別ごとのいずれにおいても、有意差は認められなかった。

報告予測質問と報告選択質問の比較 報告予測質問と報告選択質問という2つの質問形式の差異が、回答にもたらす影響を検討した。秘密保持の保証あり条件における、報告予測質問と報告選択質問の回答のクロス集計を Table6 に示した。また、保証なし条件における回答のクロス集計を Table7 に示した。質問形式による回答の比率の差を比較するために、秘密保持の条件ごとに、全体を対象に McNemar 検定を行った。その結果、保証あり条件において回答の比率の差が有意であった ($p=.000$, 両側検定)。報告選択質問に比べて報告予測質問において報告する(「言うと思う」と回答する者の比率が高かった。また、学年別および性別で McNemar 検定による分析を行ったところ、中学2年 ($p=.019$, 両側検定)、男子 ($p=.009$, 両側検定)、女子 ($p=.028$, 両側検定) で有意な比率の差が確認された。いずれも報告選択質問に比べて、報告予測質問において「言うと思う」と回答する者の比率が高かった。

保証なし条件においては、調査対象全体、学年およ

Table4 学年、性別および秘密保持の条件ごとにみた報告選択質問の回答(人数)

	保証あり条件		保証なし条件	
	「言う」	「言わない」	「言う」	「言わない」
小学4年 (N=74)	52	22	56	18
小学5年 (N=75)	41	34	41	34
小学6年 (N=79)	56	23	50	29
中学2年 (N=80)	38	42	36	44
男子 (N=165)	98	67	98	67
女子 (N=143)	89	54	85	58
全体 (N=308)	187	121	183	125

Table5 学年別、性別にみた秘密保持の条件間における報告選択質問の回答のクロス集計（人数）

小学4年		保証なし条件		
		「言う」	「言わない」	計
保証あり条件	「言う」	46	6	52
	「言わない」	10	12	22
計		56	18	74
小学5年		保証なし条件		
		「言う」	「言わない」	計
保証あり条件	「言う」	35	6	41
	「言わない」	6	28	34
計		41	34	75
小学6年		保証なし条件		
		「言う」	「言わない」	計
保証あり条件	「言う」	43	13	56
	「言わない」	7	16	23
計		50	29	79
中学2年		保証なし条件		
		「言う」	「言わない」	計
保証あり条件	「言う」	30	8	38
	「言わない」	6	36	42
計		36	44	80
男子		保証なし条件		
		「言う」	「言わない」	計
保証あり条件	「言う」	82	16	98
	「言わない」	16	51	67
計		98	67	165
女子		保証なし条件		
		「言う」	「言わない」	計
保証あり条件	「言う」	72	17	89
	「言わない」	13	41	54
計		85	58	143
全体		保証なし条件		
		「言う」	「言わない」	計
保証あり条件	「言う」	154	33	187
	「言わない」	29	92	121
計		183	125	308

び性別ごとのいずれにおいても、McNemar 検定による有意差は認められなかった。

善悪判断 3つの善悪判断質問（違反－善悪判断質問，報告－善悪判断質問，未報告－善悪判断質問）の回答は、－3点（「とても悪い」）から＋3点（「とても良い」）に得点化され、処理が行われた。

（1）仲間の違反の善悪判断 違反－善悪判断質問の学年，性別，秘密保持の条件ごとの平均値を，Table8

に示した。平均値の差を比較するために，学年（小学4年，5年，6年，中学2年）×秘密保持（保証あり条件，保証なし条件）の被験者混合計画による2要因分散分析を行ったところ，学年の主効果のみ有意であった（ $F(3,304) = 3.16, p < .05$ ）。Bonferroni法による多重比較の結果，小学6年と中学2年の間に5%水準の差が認められた。中学2年に比べて，小学6年の善悪判断の平均値が低いことが示された。同様に，性別（男子，女子）×秘密保持の被験者混合計画による

Table6 学年別、性別にみた保証あり条件における報告予測質問と報告選択質問の回答のクロス集計(人数)

小学4年		報告予測質問		
		「言う」	「言わない」	計
報告予測質問	「言う」	47	9	56
	「言わない」	5	13	18
	計	52	22	74
小学5年		報告予測質問		
		「言う」	「言わない」	計
報告予測質問	「言う」	36	14	50
	「言わない」	5	20	25
	計	41	34	75
小学6年		報告予測質問		
		「言う」	「言わない」	計
報告予測質問	「言う」	48	15	63
	「言わない」	8	8	16
	計	56	23	79
中学2年		報告予測質問		
		「言う」	「言わない」	計
報告予測質問	「言う」	34	15	49
	「言わない」	4	27	31
	計	38	42	80
男子		報告予測質問		
		「言う」	「言わない」	計
報告予測質問	「言う」	89	25	114
	「言わない」	9	42	51
	計	98	67	165
女子		報告予測質問		
		「言う」	「言わない」	計
報告予測質問	「言う」	76	28	104
	「言わない」	13	26	39
	計	89	54	143
全体		報告予測質問		
		「言う」	「言わない」	計
報告予測質問	「言う」	165	53	218
	「言わない」	22	68	90
	計	187	121	308

2 要因分散分析を行ったが、有意な主効果、および交互作用は認められなかった。

(2) 仲間の違反の報告、未報告に対する善悪判断報告-善悪判断質問、および未報告-善悪判断質問に対する学年、性別、秘密保持の条件ごとの平均値をTable8に示した。学年(小学4年、5年、6年、中学2年)×秘密保持(保証あり条件、保証なし条件)×質問(報告-善悪判断質問、未報告-善悪判断質問)の被験者混合計画による3要因分散分析を行ったとこ

ろ、質問の主効果のみ有意であった($F(1,304)=20.02, p<.01$)。善悪判断の平均値は、報告-善悪判断質問の平均値の方が、未報告-善悪判断質問よりも明らかに高いことが示された。同様に、性別(男子、女子)×秘密保持×質問の3要因分散分析を行ったが、性の主効果および他の要因との交互作用に関してはいずれも有意でなかった。

Table7 学年別、性別にみた保証なし条件における報告予測質問と報告選択質問の回答のクロス集計（人数）

小学4年		報告選択質問		
		「言う」	「言わない」	計
報告予測質問	「言う」	49	7	56
	「言わない」	7	11	18
計		56	18	74
小学5年		報告選択質問		
		「言う」	「言わない」	計
報告予測質問	「言う」	35	13	48
	「言わない」	6	21	27
計		41	34	75
小学6年		報告選択質問		
		「言う」	「言わない」	計
報告予測質問	「言う」	36	10	46
	「言わない」	14	19	33
計		50	29	79
中学2年		報告選択質問		
		「言う」	「言わない」	計
報告予測質問	「言う」	32	12	44
	「言わない」	4	32	36
計		36	44	80
男子		報告選択質問		
		「言う」	「言わない」	計
報告予測質問	「言う」	83	23	106
	「言わない」	15	44	59
計		98	67	165
女子		報告選択質問		
		「言う」	「言わない」	計
報告予測質問	「言う」	69	19	88
	「言わない」	16	39	55
計		85	58	143
全体		報告選択質問		
		「言う」	「言わない」	計
報告予測質問	「言う」	152	42	194
	「言わない」	31	83	114
計		183	125	308

考察

本研究は、仲間の違反を教師に報告することに対する児童・生徒の認識に、教師からの秘密保持の保証が与える影響を検討した。その結果、秘密保持の保証の有無は、主に報告の予測（主人公は仲間の違反を教師に報告するか否か）に関して影響を与えることが示された。一方で報告の選択・決定や、報告と未報告の善悪判断に関しては明確な影響を示さなかった。ここで

は、報告の予測および選択・決定に対する秘密保持の保証の影響を中心に考察を行う。

秘密保持の保証の有無は、仲間の違反の報告の予測に関して一定の差をもたらしていた。教師から秘密保持の保証をされることで主人公は仲間の違反を報告する、と予測する者の比率が全体として明らかに高くなることが示された。学年別および性別ごとに検討すると、小学6年や女子において、その差が明らかになった。秘密保持の保証あり条件で「言うと思う」、保証

Table8 学年、性別および秘密保持の条件ごとにみた3つの善悪判断質問の回答の平均

	違反-善悪判断質問		報告-善悪判断質問		未報告-善悪判断質問	
	保証あり条件	保証なし条件	保証あり条件	保証なし条件	保証あり条件	保証なし条件
小学4年	-1.73 (1.02)	-1.96 (0.78)	0.73 (1.43)	0.78 (1.31)	-0.82 (1.47)	-0.91 (1.37)
小学5年	-1.69 (0.99)	-1.80 (0.84)	0.80 (1.12)	0.81 (1.14)	-0.79 (1.08)	-0.87 (1.07)
小学6年	-1.99 (0.72)	-1.92 (0.89)	1.00 (1.04)	0.96 (0.95)	-0.94 (1.02)	-0.92 (1.07)
中学2年	-1.61 (0.79)	-1.58 (0.81)	0.61 (1.07)	0.60 (1.06)	-0.61 (1.07)	-0.56 (1.07)
男子	-1.77 (0.93)	-1.80 (0.87)	0.73 (1.33)	0.78 (1.22)	-0.73 (1.28)	-0.81 (1.27)
女子	-1.74 (0.85)	-1.83 (0.81)	0.85 (0.97)	0.80 (1.00)	-0.86 (1.03)	-0.81 (1.00)
全体	-1.76 (0.89)	-1.81 (0.84)	0.79 (1.17)	0.79 (1.12)	-0.79 (1.17)	-0.81 (1.15)

()内は標準偏差を表す。

なし条件で「言わないと思う」と報告予測質問に回答した55名のうち、23名が小学6年であった。小学6年をデータから除くと、全体としての報告予測質問における秘密保持の条件間差は認められなくなった ($p=0.427$, 両側検定)。このことから、報告予測質問における秘密保持の条件間の回答差は、小学6年に由来する部分が大いことが推測される。報告予測質問における秘密保持の保証あり条件において、6年生が明らかに「言うと思う」という回答の比率が高いという結果も、このことと関連していると考えられる。

ではなぜ小学6年において、秘密保持の保証の影響が強く認められたのだろうか。1つの可能性として、仲間の違反の善悪判断との関連が挙げられる。違反-善悪判断質問をみると、学年差が認められ、小学6年は全体で最も仲間の違反を「悪い」と判断しており、中学2年との間に明確な判断の差を示していた。この小学6年の、仲間の違反に対するより厳密な善悪判断が、秘密保持の保証の影響を顕在化させている可能性がある。つまり、仲間の違反が重大であるほど、その報告には報復などのリスクが高くなることが予測される。そのような事態において、秘密保持の保証が意味を持つと児童・生徒は認識しているのかもしれない。より重大な仲間の違反に関しては、小学6年以外の学年に対しても、教師による秘密保持の保証が主人公の報告行動の予測に影響をもたらす可能性がある。

しかしながら、この仮説では女子における回答の比率の高さを十分に説明できない点がある。また、小学6年における違反-善悪判断質問の平均値の低さが、

何に由来するのかが現時点では不明である。小学6年という学年固有の要素や、女子という性別固有の要素が関与している可能性もある。例えば今回のデータが収集された時期は3学期であり、小学6年は中学校への進学を直前に控えていた。中学生としての自覚や、より望ましいとされる姿を周囲の大人から多く伝えられる時期であるといえる。このような状況が、ストーリー課題における仲間の違反をより悪いことと判断させ、主人公がより報告するという予測をもたらした、ということも考えられるだろう。これらの点に関しては、さらなる研究が必要である。

秘密保持の保証による差が認められた報告の予測とは異なり、報告の選択・決定(自分が主人公ならば、仲間の違反を教師に報告するか否か)に関しては、秘密保持の保証による回答の比率の差は、調査対象全体、学年別、性別ごとのいずれの分析においても認められなかった。また秘密保持の保証あり条件において、報告予測質問と報告選択質問の2つの質問形式による回答の比較をした結果、全体として主人公は仲間の違反を報告するが、自分は報告しないと回答する者が多いことが示された。この結果の解釈として、以下のことが考えられる。教師による秘密保持の保証は、主人公という他者に対して、あるいは一般的な知識や想定として、仲間の違反の報告を促す効果があると一部の児童・生徒は認識している。一方で秘密保持の保証は、自分自身の報告行動の選択・決定を左右するものではない、と児童・生徒はとらえていると見なすことができるのではなからうか。本研究はあくまでも認識の研

究であり、実際の報告行動は扱っていない。しかしこの結果は、「あなたが教えてくれたことは、ほかの子には絶対に言いませんよ」という言葉かけが、実際の報告行動の促進をもたらすとは言い難い可能性を示唆するものといえるだろう。

秘密保持の保証なし条件において、報告予測質問では小学4年で有意に主人公は仲間の違反を報告するという者の比率が高かったが、他の学年ではそのような差は確認されなかった。また報告選択質問では、小学4年では自分が主人公ならば違反を教師に報告すると回答する者の比率が高いが、中学2年では教師に報告しないと回答する者の比率が高くなることになった。つまり、特に教師からの追加の働きかけのない、シンプルな「仲間の違反を目撃し、その後教師に尋ねられる」という状況では、児童・生徒は学年が上昇するとともに、主人公は違反を報告しないと予測し、また自分も報告しないと認識していると解釈できる。この結果は、先行研究(Watson & Valtin, 1997)とある程度一致するものであったと考えられる。

報告-善悪判断質問と未報告-善悪判断質問に関しては、秘密保持の条件による平均値の差は認められず、質問間にも差があった。総じて児童・生徒は仲間の違反を報告することは、報告しないことより良い、と認識していることが示された。このことから秘密保持の保証は、報告および未報告の善悪判断に対して大きな影響を与えていないことが推測される。また、報告予測質問や報告選択質問で得られたような、学年差や性差も認められなかった。つまり、対象となった全学年の男子・女子とも、仲間の違反を教師に報告する方が良いと認識している一方で、報告の予測や選択において異なる回答を示していたことが伺える。このことは、仲間の違反の報告および未報告に対する善悪判断以外の要素が、報告の予測や選択に影響を与えている可能性を示すものであろう。

最後に、本研究の課題と今後の研究の発展についていくつか述べる。本研究の結果からは、秘密保持の保証は仲間の違反の報告の予測に関して、一定の影響を与えることが示された。また、仲間の違反の重大さが、この影響に関与する可能性が考察された。さらなる研究としては、仲間の違反の内容と秘密保持の保証の相互作用の検討が挙げられる。先に考察したように、より重大な仲間の違反の報告に対して、秘密保持の保証はより強い影響を示す可能性が考えられる。また、この相互作用は報告の予測だけでなく、報告の選択・決定に関しても生じるかもしれない。報告選択質問の秘

密保持の保証あり条件における学年差の検討結果をみると、小学6年において明らかに「言うと思う」という回答の比率が高かった。小学6年における仲間の違反に対する善悪判断の厳密さが、報告予測質問だけでなく、報告選択質問にも影響を与えている可能性がこの結果から推測できる。このことは、より重大な仲間の違反の報告に対する秘密保持の保証が、報告選択質問の回答にも影響を与える可能性を一端なりとも示すものと考えられる。

別の研究課題として、秘密保持の保証の仕方・内容のより詳細な検討が挙げられる。本研究の秘密保持の保証は教師による言葉かけのみであり、また「あなたが教えてくれたことは、ほかの子には絶対に言いませんよ」の一文のみの提示であった。こっそり呼び出す、別の部屋を使用する、といった秘密保持の保証に対する物理的な配慮も含まれた状況(ストーリー課題)においては、より違反の報告が予測、選択・決定の双方で促される可能性も考えられる。また、Lyon & Dorado (2008)の安堵手続きでは、複数回の言葉かけで真実の報告によってネガティブな結果が起こらないことを伝えていた。複数回における秘密保持の保証の提示の影響の検討も必要であろう。

3つ目の研究課題としては、より広い年齢幅の子どもを対象にした、秘密保持の保証の影響の検討が挙げられる。本研究の調査対象は、児童期後半から青年期前半の児童・生徒であった。仲間の違反の報告に対する認識を扱った先行研究を概観すると、幼児期ないし児童期全般を扱ったものが中心であった。本研究では、児童期後半から青年期前半といった仲間関係がより重要になっていく発達期を扱ったという点では、研究として一定の意義があるといえる。一方で、幼児期から児童期前半といった、より学年の低い子どもを対象にした検討も必要であろう。特に大人からの働きかけは、年少の子どもでもあるほどその影響は強いと考えられる。より学年の低い子どもの仲間の違反の報告に対する認識に関して、秘密保持の保証はより強い影響を持つ可能性があると考えられる。

引用文献

- Chiu Loke, I., Heyman, G.D., Forgie, J., McCarthy, A., & Lee, K. (2011). Children's moral evaluations of reporting the transgressions of peers: Age differences in evaluations of tattling. *Developmental Psychology*, 47, 1757-1762.

- Chiu Loke, I., Heyman, G.D., Itakura, S., Toriyama, R., & Lee, K. (2014). Japanese and American children's moral evaluations of reporting on transgressions. *Developmental Psychology*, **50**, 1520-1531.
- Ekman, P. (1989). *Why Kids Lie: How Parents Can Encourage Truthfulness*. Charles Scribner's Son's. (エクマン, P. 菅靖彦訳 2009 子どもはなぜ嘘をつくのか 河出書房新社)
- Evans, A. D., & Lee, K. (2010). Promising to tell the truth makes 8- to 16-year-olds more honest. *Behavioral Sciences & the Law*, **28**, 801-811.
- Harari, H., & McDavid, J. W. (1969). Situational influence on moral justice : A study of "finking". *Journal of Personality and Social Psychology*, **11**, 240-244.
- Lee, K., Talwar, V., McCarthy, A., Ross, I., Evans, A., & Arruda, C. (2014). Can classic moral stories promote honesty in children? *Psychological Science*, **25**, 1630-1636.
- Lyon, T.D., Ahern, E.C., Malloy, L.C., & Quas, J.A. (2010). Children's reasoning about disclosing adult transgressions: Effects of maltreatment, child age, and adult identity. *Child Development*, **81**, 1714-1728.
- Lyon, T.D., & Dorado, J.S. (2008). Truth induction in young maltreated children: The effects of oath-taking and reassurance on true and false disclosures. *Child Abuse and Neglect*, **37**, 738-748.
- Piaget, J. (1932). *Le Jugement moral chez l'enfant*. Geneve : Institut J.J. Rousseau. (ピアジェ J. 大伴茂 (訳) 1957 ピアジェ児童臨床心理学Ⅲ 児童道徳判断の発達 同文書院)
- 生徒指導・進路指導研究センター (編) (2015). 生徒指導リーフ 20 アンケート・教育相談をいじめ「発見」につなげる 国立教育政策研究所.
- Talwar, V., Arruda, C., & Yachison, S. (2014). The effects of punishment and appeals for honesty on children's truth-telling behavior. *Journal of Experimental Child Psychology*, **130**, 209-217.
- Talwar, V., Lee, K., Bala, N., & Lindsay, R.C. (2002). Children's conceptual knowledge of lying and its relation to their actual behaviors: implications for court competence examinations. *Law and Human Behavior*, **26**, 395-415.
- Talwar, V., Lee, K., Bala, N., & Lindsay, R. C. (2004). Children's lie-telling to conceal a parent's transgression: legal implications. *Law and Human Behavior*, **28**, 411-435.
- Talwar, V., Yachison, S., & Leduc, K. (2015). Promoting honesty: The influence of stories on children's lie-telling behaviours and moral understanding. *Infant and Child Development*, **25**, 484-501.
- Wagland, P., & Bussey, K. (2005). Factors that facilitate and undermine children's belief about truth telling. *Law and Human Behavior*, **29**, 639-655.
- Watson, A.J., & Valtin, R. (1997). Secrecy in middle childhood. *International Journal of Behavioral Development*, **21**, 431-452.

付 記

本研究の一部は、日本教育心理学会第57回総会において発表された。

